

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（416）」

2. 日時：平成28年9月5日 10時30分～12時15分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、  
中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、糸  
賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ  
マネージャー 他10名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク 担当

東北電力株式会社：土木建築部 建築技術 主任

日本原子力発電株式会社：開発計画室 建築グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ副長  
他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

＜建屋及び原子炉の地震応答解析モデルの詳細化について＞

○ 3次元FEMモデルによる耐震性評価の方針において示すフローチャート（添付1-5 図1.1.2-1）について、水平2方向入力と1方向入力の比較を行う目的及び、質点系と比較する目的を明確にした上で、説明すること。原子炉建屋の地震応答解析モデルと3次元FEMモデルによる応答比較について、位置づけと目的を明確にし、5章での取扱いを再検討すること。

○ 地震応答解析モデルの不確かさの影響（試検討）（参考資料-3）において、当該資料の検討目的を踏まえると全ての基準地震動が評価対象で

あることから、 $S_s - 1$  及び  $S_s - 2$  以外の基準地震動を評価対象外とした根拠を定量的に説明すること。また、添付1-22における3次元FEMによる評価において、 $S_d - 2$  以外の地震動を用いない理由を説明すること。

- 原子炉遮蔽壁における床応答スペクトル比較（参3-17～参3-22）について、ばらつき及び保守性を考慮したケースの床応答スペクトルが、設計用振幅スペクトルを超過した場合の設計への反映方法を説明すること。
- 建屋模擬モデルと観測時点モデルの相違点（添1-13 表1.2.2-2）について、屋根トラスの荷重以外の相違点を説明すること。なお、屋根トラスの補強状況についても説明すること。
- 補助壁の維持管理については、すべての補助壁が適切に維持管理されていることを明確にし、説明すること。
- 床応答への影響検討における応答スペクトルの出力箇所について、建屋中間階や耐震壁中間節点等の応答箇所を追加し、質点系モデルの剛床仮定における妥当性及び成立性を説明すること。
- 3次元FEMモデル（建屋模擬モデル）及び質点系モデルの応答の比較について、3次元FEMの応答値をどのように整理をして、応答スペクトルを作成したのか、そのプロセス及び補正方法の考え方を説明すること。
- 地震応答解析モデルの不確かさによる影響検討は、RCCV外の機器・配管系についても影響検討の対象とすること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）